

緊急!

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、
すべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止
が**2027年末**と決定しました。※一般照明用の高圧水銀ランプについては既に
(2021年以降)製造・輸出入が禁止になっています。

**蛍光灯が
なくなる前に
LED照明器具に
交換しましょう!**

蛍光灯照明器具をLED化する際、
あるいは長期間使用した器具を交換する際は

まるごと照明器具交換を推奨します。

直管LEDランプと既設の照明器具の
組み合わせが不適切な場合、

重大事故が発生して
います。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足
- 継続使用した安定器の劣化 など



原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形



既設の蛍光灯器具をLED化する際は**器具交換**を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する
場合は**JLMA301**に適合した光源を採用されることをお勧めします。



JLMA301

10年
たったら
黄信号!

**15年
たったら
赤信号!**

外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。

照明器具の適正交換時期は約10年です!



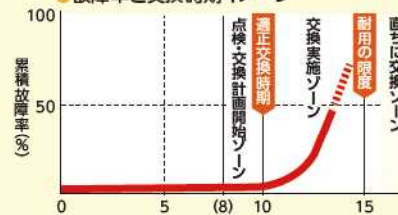
「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」
と考えるのは間違いです。

10年経過した照明器具は点検し交換の検討が必要です。ランプ以外の照明器具の部品も使用年数に伴い劣化します。

また、照明器具の耐用の限度(15年)を過ぎると故障率が增大し、続けて使用するには危険が伴うので、ただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全と安心のため、お使いの照明器具の適正交換時期を確認いただき、蛍光灯照明器具から**LED照明器具へのお取替え**を、ご検討くださるようお願いいたします。

●故障率と交換時期イメージ



JIS C 8105-1「照明器具—第1部:安全性要求事項通則」解説
に基づきJLMA作成



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

「直管LEDランプ」に交換する際のご注意

既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して直管蛍光灯ランプを直管LEDランプに交換する場合は、照明器具との組合せを間違えると発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。LEDランプに交換する際は、**次の4点**を事前にご理解いただいたうえで、購入のご判断をお願いします。



直管蛍光灯ランプ

(1) 既設の照明器具との組合せが不適切な場合、LEDランプが点灯しないことがあります。

(2) 既設の照明器具との組合せが不適切な場合、重大事故の懸念があります。

- ・ランプ又は照明器具内の部品が異常に高い温度となり、発火・発煙することがあります。
- ・LEDランプが正常点灯しているように見えても、器具の絶縁性能が不足し、そのまま使い続けると発火・発煙するおそれがあります。

(日本照明工業会ガイド JLA2008 参考資料 7、8、9 参照)

LEDランプと蛍光灯器具との組合せが適切かどうかは、LEDランプメーカー、LEDランプの販売店にお問い合わせいただくか、LEDランプの個装箱や取扱説明書の注意事項をご確認ください。



(3) 照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

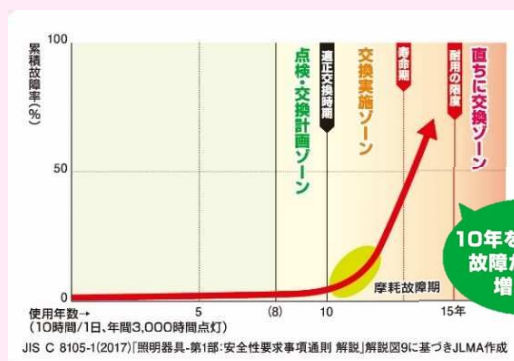
蛍光灯照明器具は、蛍光灯ランプと組み合わせることを前提に設計されており、製品保証は、照明器具メーカーの指定する蛍光灯ランプを使用した場合にのみ適用されます。

LEDランプを使用した場合には、照明器具メーカーは責任を負うことができず、製品保証は適用外になります。

(4) 「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える。」と考えるのは間違いです。

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。一般に、使用年数が10年を過ぎると、故障率が急に増えることが知られています。

安全で快適な照明環境のため、お使いの照明器具の適正交換時期(10年)を考慮いただき、ランプ交換やLEDランプへの交換ではなく、照明器具の買い替えをご検討くださるようお願いいたします。



*さらに詳しい情報は、日本照明工業会ガイド「JLA2008」及び「直管LED使用上のご注意」をご覧ください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/chui/pdf/JLA2008_100715a.pdf

http://jlma.or.jp/shisetsu_renew/pdf/LED_flier.pdf

*事故情報については、日本照明工業会HP「G13口金付き直管LEDランプの事故情報について」をご覧ください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/jiko/pdf/jiko_g13Chokkan.pdf



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

〒110-0018 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行ビル 8F 電話：03(6803)0501 (代) FAX:03(6803)0064

<http://www.jlma.or.jp/>